国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2024(R6)年度)

作成日 2025/2/21 最終更新日 2025/2/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/2/1
国立大学法人名		東海国立大学機構
法人の長の氏名		松尾 清一
		経営企画部経営企画課
問い合わせ先		TEL: 052-747-6429
		E-mail: keieikikaku_nu@t.thers.ac.jp
URL		https://www.thers.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議	養会及び監事等	・ の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	国立大学法人ガバナンス・コードの全原則の適合状況等について、2025年2月21日開催の第25回経営協議会において説明し、審議了承を得た。なお、経営協議会委員に対する事前説明において、これからの法人経営においては、経営の透明性をより向上させ、一層社会への説明責任を果たす必要があると説明し、意見交換が行われた。 当該意見交換を踏まえ、今後「統合報告書」においてガバナンス・コードへの適合状況等を分かりやすく記載し、国内外・各界ステークホルダーとの対話に活用するなど一層社会からの信頼と理解を得るべく取組を進め
監事による確認	更新あり	る。 国立大学法人ガバナンス・コードの全原則への適合状況等、調査・点検した結果について、2024年7月12日以降、複数回に渡って説明を行い、以下のとおり確認を得た。
		○前年に引き続き本コードに則ったガバナンスが行われていることを確認した。 ○2023年度における気付き事項を踏まえつつ、以下に気付き事項を述べる。 ①「東海国立大学機構としてのガバナンス体制の確立」・運営方針委員は選考方針に基づき多様な専門性を有する委員が選任され、運営方針会議が立ち上がった。既に大所高所の観点及び長期的視点からの議論が行われているが、更に会議の実効性を上げていくためには、今後法人を取り巻く現状や課題などについて十分な説明機会を確保していくことが望まれる。・財務専任の理事の増員を行い、これまで経営担当理事が兼任していた経営体制の強化を行っている。 ・法人統合後、事務組織の整備を行うと共に、岐阜大学と名古屋大学との間での人事交流が促進されており、相互の理解が進められている。次のステップとして、交流により得られた気付きをもとに、業務の棚卸し及び各必要性の再検討、担当の見直し、業務の一元化など、より効果的、効率的な業務推進を行うための施策の遂行が望まれる。

②「機構の目標及び戦略の実現|

岐阜大学「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」、名古屋大学 「国際卓越研究大学の認定」への申請にあたり、機構及び両大学内での議 論を重ね、構想をまとめ上げている。

今般岐阜大学は残念ながら「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に採択されなかったが、構想で示された「共創型社会実装大学」を目指し取組みを継続いただきたい。また名古屋大学においては、今後の構想のブラッシュアップによって採択に至ることを期待したい。

③「ダイバーシティの確保」

DEIB (Diversity, Equity, Inclusion & Belonging)宣言を採択し内外に取り組みを発信すると共に、実行面では女性教員の増員策の増進、工学系学部での女子学生推薦枠による採用など積極的に実施している。障がい者に対する支援については学生の支援が中心となっている中で、今後は教職員に対する支援も含めて拡大強化することを期待します。

④「研究インテグリティ」

研究倫理・研究費不正使用防止について、「研究インテグリティの確保に関する規程」が新たに制定され活動が強化されるとともに、行動規範の整備や講演、e-Learning等による教育・啓発が継続的に行われているが、それに止まらず内部監査や専門家によるチェックの強化が望まれます。

⑤「情報セキュリティ」

サイバー攻撃からの防護システムの日々の改善と、緊急対応組織の充実が緊要である。

⑥「大学ポテンシャルの発信」

今後、当機構のさらなる発展に向けて益々重要性が高まる人材、技術、研究力などの知的資産は、運営費交付金等を財源として産み出した公共的財産としても極めて重要なものと考えます。まずは知的財産報告書といった情報開示から始められることを期待します。

その他の方法による確認

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- □ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則2-2-1~原則2-2-3 (運営方針会議に関する原則)は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☑ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	東海国立大学機構の発足時には3年×3ステージの9年間の計画を立案した。2022年4月が第2ステージ開始のタイミングであり、第2ステージ、第3ステージの取組を明確にするため、第1ステージでの活動実績・展開の状況を踏まえ「東海国立大学機構ビジョン2.0」を策定することとした。 (公表) 「東海国立大学機構ビジョン2.0」では、"Make New Standards for The Public"をミッションに掲げ、「知とイノベーションのコモンズ」として、地域と人類社会の課題解決への貢献を目指すこととしている。これに沿った形で「岐阜大学のミッション・ビジョンと戦略」では日本トップクラスの地域の中核大学を目指すこと、「名古屋大学のNextビジョン2027と戦略」では、世界と伍する研究大学を目指すことをそれぞれ掲げ、様々なステークホルダーに向けて、ビジョン実現のための取組を公表している。 ・https://www.thers.ac.jp/about/vision/vision20/index.html・https://www.nagoya-u.ac.jp/about/president/wision/vision2023.html 文部科学大臣が定める6年間の中期目標に基づき、中期計画を策定し、公表している。 (中期目標/中期計画) https://www.thers.ac.jp/about/plans/index.html
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等	更新あり	第4期中期目標・中期計画で設定した評価指標に基づき、自己点検・評価を毎年度実施の上、結果について自己点検・評価報告書を作成し、年度内に公表している。自己点検・評価で「改善を要する取組」として指摘したものについては、翌年度の自己点検・評価報告書に、改善に反映させた結果等を掲載している。第4期中期目標期間4年目終了時及び中期目標期間終了後に計画の実施状況等を「業務の実績に関する報告書」としてとりまとめ、評価結果とともに公表する予定である。また、評価結果等を基に改善に反映させた結果等を公表する予定である。 https://www.thers.ac.jp/about/plans/index.html (「第4期中期目標期間における評価指標 実施状況に係る自己点検・評価報告書」)https://www.thers.ac.jp/about/plans/hyoka/post_12.html (第3期中期目標期間における対応)

補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制	更新あり	国立大学法人東海国立大学機構の経営及び教学運営に係る権限と責任の体制を示す「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」及び「運営方針会議」の構成員、議事概要を公表している。 (役員会) https://www.thers.ac.jp/about/gov/director/index.html (経営協議会委員) https://www.thers.ac.jp/about/gov/mgt-board/index.html (教育研究評議会委員) https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/profile/gov/index.html https://www.gifu-u.ac.jp/about/overview/gov.html (運営方針会議構成員) https://www.thers.ac.jp/about/gov/management/index.html (議事概要) ・役員会 https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/5zDTF3ZYz7DwJ9z ・経営協議会 https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2TSERZodCApQac5
		·教育研究評議会 https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/record/er_council.html https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/B8wPrQNMZB9LwcQ ·運営方針会議 https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/gfz68q7yCY7ZRNN
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		中期計画において、「人事に関する計画」を定めるとともに、「多様な人材が切磋琢磨する競争環境の醸成に向けて、若手、女性、外国人などの雇用を促進する。」として、若手教員比率、女性教員比率、外国人教員比率の向上の目標やそのためのインセンティブ制度の整備等についても記載し公表している。 (中期目標/中期計画) https://www.thers.ac.jp/about/plans/index.html
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	一法人複数大学である東海国立大学機構においては、岐阜大学及び名古屋大学の各大学に加え、東海国立大学機構として行う連携拠点支援事業等において必要な支出額及びその支出を賄える収入額の見通しを含めた中期的な財務計画について、以下のとおり公表している。 中期的な財務計画 (国立大学法人東海国立大学機構中期目標・中期計画 34~40頁 予算、収支計画及び資金計画) https://www.thers.ac.jp/about/plans/index.html

補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	更新あり	機構として発行する統合報告書「東海国立大学機構統合報告書2024」に財務情報を掲載し、ステークホルダーに対して資金獲得や設備投資等の財政状況を示すとともに、収支の増減を分析し、教育、研究、診療に関する活動のトピックスを公開している。 併せて、非財務情報である本機構の価値創造戦略、活動等を掲載し、ステークホルダーに対するアカウンタビリティの強化を図っている。 https://www.thers.ac.jp/about/publications/tougou/index.html
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	更新あり	東海国立大学機構ビジョン2.0において、「機構内外で、ガバナンス人材の探索、確保、育成、配置」の方針を定め、公表している。 経営に関する高度な専門的知識・経験を有する人材を、理事、副理事、機構長補佐に任命し、法人経営の一端を担わせている。大学組織全体をマネジメントできる経営人材を育成するため、内閣府主催の大学支援フォーラムPEAKSイェール大学プログラム及び国大協主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップに次世代の経営幹部候補を参加させている。高度化・複雑化する大学経営に職員が柔軟・適切に対応するため、必要な専門的知識、マネジメントスキル及びネットワーク力を身に付け、専門職業人としての大学経営に携わる人材を育成する「プロフェッショナル型大学職員養成eラーニング研修」を実施している。 (東海国立大学機構ビジョン2.0) https://www.thers.ac.jp/about/upload/vision2023_pdf.pdf 内閣府主催大学支援フォーラムPEAKSイェール大学プログラム2023年度:岐阜大1名、名大1名参加 国大協主催ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ2023年度:岐阜大1名、名大1名参加プロフェッショナル型大学職員養成eラーニング研修2023年度:対り大学職員養成eラーニング研修2023年度:35名受講
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	更新あり	学内外から選任・配置した国立大学法人東海国立大学機構の大学総括理事及び理事や、岐阜大学及び名古屋大学の副学長・副総長等、法人の長等を補佐する人材に教育・研究・財務などそれぞれ担当を割り当て、責任・権限等を示す「執行体制」「執行部等」等を公表している。具体の選任配置に際しては、執行部の業務分野を定めたうえで、学内人材については各大学の副学長・副総長等の専門性を考慮、学外人材については国内外の高等教育・学術研究の動向を把握した者、機構のミッションや特性を踏まえた戦略的な経営資源の獲得及び配分等の能力を備えた企業取締役及び社長職等を歴任した者とするなど適切な人材を各分野の担当として配置し、それら意思決定等のサポート体制を公表している。 (執行体制) https://www.thers.ac.jp/about/gov/director/index.html (執行部等) https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/profile/gov/index.html https://www.gifu-u.ac.jp/about/overview/gov.html

補充原則2-2-1① 【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たっての考え方や選任理由	更新あり	(選任等にあたっての考え方) 「運営方針委員の選考方針」について機構長選考・監察会議において決定した。 本選考方針において、運営方針会議における議論が執行部から独立し、学内に対する客観性を担保した上で、多様なステークホルダーの意見を取り入れ、東海国立大学機構の運営に適切に反映させるため、構成員の過半数を学外構成員とした。また、東海国立大学機構のビジョンや、日本トップクラスの地域の中核大学を目指す岐阜大学、世界と伍する研究大学を目指す名古屋大学のそれぞれのビジョンを共有し、その実現に向けた議論を実質化するため、大学総括理事を構成員とするなど、運営方針委員の選考方針を定め、選任等にあたっての考え方を公表している。 (選任理由) 性別、国籍、所属セクター等の多様性に考慮し、併せて、教育、研究、産学連携、国際、社会課題解決・地域創生、スタートアップ、財務戦略・資産活用、大学経営、コンプライアンス・リスクマネジメントなどの専門性をバランスよく備えた構成となるよう選任し、当該選任理由及びスキル・マトリックスを公表している。 (選任方針及び選任理由) https://www.thers.ac.jp/about/gov/management/index.html https://www.thers.ac.jp/about/upload/20241119ma02.pdf
原則2-3-1 役員会の議事録	更新あり	国立大学法人東海国立大学機構役員会は、毎月2回定例開催している。また迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催することにより、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議が行われるようにするとともに、議事録を公表している。 (役員会議事録) https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/5zDTF3ZYz7DwJ9z
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		国立大学法人東海国立大学機構では、外部の経験を有する人材を求める観点、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表している。具体には、東海国立大学機構は、大学・産業界・地域の発展の好循環を創出する我が国の新しいモデルを構築し、国際的な競争力向上と地域創生への貢献を同時に達成することを目指している。加えて、社会環境の変化や大学に対する社会からの期待の高まりを受け、改革を求められている国立大学を複数運営する東海国立大学機構において、民間企業、国または地方公共団体等において、リーダー的な立場での豊富な業務経験等を有する外部人材を求める観点を公表している。 (機構監事に係る候補者選考基準・選考結果等) https://www.thers.ac.jp/disclosure/kanji/index.html (役員等) https://www.thers.ac.jp/about/gov/director/index.html

補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫	(選考方針) 多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を法人運営に反映させるべく、産業界、関係自治体及び大学・研究機関等の関係者のうちから、法人運営に関し広くかつ高い識見を有する者を選出する。 (運営方法の工夫) 中期目標・中期計画、予算編成・執行、組織編制及び給与等の他、その時々の経営課題に応じて適切な議題を設定する。 また、多くの外部委員が出席可能となる会議日程を年間を通じて設定し、予め外部委員に対しては事前説明を行っている。これにより、会議当日は審議や報告は効率的に進めたうえで、特定の重要課題をテーマとして懇談する時間を設けるなど実質的で活発な意見交換を行っている。さらに、機構に関して理解を深めていただくために、学内視察を実施している。 (経営協議会委員選考方針・運営方法の工夫) https://www.thers.ac.jp/about/gov/mgt-board/index.html
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	機構長選考・監察会議において、機構長に求められる資質・能力(①人格が高潔で学識が優れ、大学の教育、研究等について高い見識があること、②世界及び国レベルの広い視点から、機構の明確な未来ビジョンを有すること、③先見性を持って急速に変化する社会や時代の動向を的確に捉え、強力なリーダーシップを発揮して、大学経営・組織運営を行う能力を有すること、④国際性と俯瞰力、創造力を兼ね備え、高度なコミュニケーション力により信頼関係を築き、機構内外からの幅広い信望を得ることができる者であること。)に関する選考基準を定め、第1回から第9回まで選考会議を開催し、意向投票によることなく主体的に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程、選考理由を公表している。 (選考基準) https://www.thers.ac.jp/disclosure/kikouchou/reiwa2/post_18.html (選考結果、選考過程、選考理由) https://www.thers.ac.jp/news/upload/20210913_jimu.pdf

補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		国立大学法人法第15条1項において「学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」とあり、本機構においては機構長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人東海国立大学機構機構長選考規程第3条に基づき「機構長の任期は、6年とし、再任されない」と規定し、公表している。本機構では機構長が経営に、大学総括理事(学長・総長)が教学に責任を負う体制を構築し、経営と教学の分離を実現している。機構長の任期は、中期目標・中期計画期間との整合性を図り計画的な業務遂行が可能となるよう、その始期を中期目標・中期計画の開始年度に合わせている。そのため、機構長の候補者選考は、任期開始前年度の秋頃には決定し、中期目標・中期計画の策定段階から関与できるようにしている。機構長が掲げる長期的なビジョンの実現のためには、構成員とビジョンを共有し、一体感を醸成しながら進める必要があることに加え、機構全体の強力な経営基盤を確立することが求められる。そのためには、ステークホルダーとの信頼性の構築は重要であり、機構組織の安定性を担保するためにも法人法が定める任期の最長であり、中期目標・中期計画と同期間である6年の任期とすることが妥当であると判断した。なお、任期の長期化により組織及び施策の硬直を招く恐れは否定できないことから、機構長選考・監察会議において、任期6年のうちの3年間が終了した4年目に中間評価を行うとともに、再任はできないこととしている。 (国立大学法人東海国立大学機構機構長選考規程) https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110011267.htm
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き	更新あり	機構長選考・監察会議は、機構長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるときや、職務上の義務違反があるときなど、解任に相当する事由に該当するときは、文部科学大臣に機構長の解任を申し出ることができることとするなど解任に関する規程を整備し、公表している。 (国立大学法人東海国立大学機構機構長解任規程) https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110011386.htm
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		機構長選考・監察会議において、「機構長就任から3年を経過した後の任期4年目に、就任以後の業績等に対する中間評価を実施する」こと及び「中間評価を実施したときは、その結果をホームページで公表する」ことを決定している。

原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	機構長選考・監察会議は国立大学法人東海国立大学機構機構長選考・監察会議規程第3条の規定に基づき、東海国立大学機構経営協議会の外部委員のうちから6名、各大学に設置される教育研究評議会の評議員のうちから6名で組織されている。 経営協議会の外部委員は、産業界、関係自治体及び大学・研究機関等から選出され、いずれも豊富な社会経験を有し、高い見識を持っている。また、経営協議会の外部委員として、機構の経営状況についても把握しており、経営上の観点から機構長の選考及び業績評価を適切に行いうると考えられるため、委員の持つ知見や経験等のバランスを考慮の上、経営協議会外部委員の互選により選出し、経営協議会において、学内委員の意見も踏まえ審議の上、選任し、選任方法及び選任理由を公表している。 また、機構を構成する岐阜大学及び名古屋大学は、それぞれ文系、理系の学部・研究科をはじめ、病院、附置研究所を有する総合大学である。これらの教育研究組織の長及び同等の見識を有している評議員は、教育・研究・診療及び各組織の
		観点から、機構長の選考及び業績評価を適切に行いうる者であると考えられる。 以上のことから、東海国立大学機構を構成する各大学から公正で多様な意見を反映するため、岐阜大学、名古屋大学の教育研究評議員から同数の各3名を、機構役員以外の評議員から無記名投票により選出し、公表している。 (東海国立大学機構機構長選考・監察会議委員名簿) https://www.thers.ac.jp/disclosure/upload/20240417_meibo.pdf
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由	更新あり	機構長選考・監察会議は、東海機構と各大学の価値が最大化し更なる発展・拡大のためには、大学の長は教育研究の向上に、機構長は経営面にそれぞれ専念する経営と教学の分離が教育研究向上に向けた安定的な基盤整備に資すると判断し、各大学において学長・総長としての職務を行う大学総括理事を置くことを決定し、理由を公表している。 (国立大学法人東海国立大学機構次期機構長候補者の選考について) https://www.thers.ac.jp/news/upload/20210913_jimu.pdf
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況	更新あり	本機構では、「国立大学法人東海国立大学機構業務方法書」に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備・運用するため、「東海国立大学機構における内部統制システムの整備及び運用に関する規程」を定めている。 (国立大学法人東海国立大学機構業務方法書) https://www.thers.ac.jp/disclosure/upload/20220401_houhousho.pdf (東海国立大学機構における内部統制システムの整備及び運用に関する規程) https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010922.htm また、本機構の内部統制システムは以下の図に示す体制で運用を行っている。 (東海国立大学機構内部統制システム実施体制図) https://www.thers.ac.jp/disclosure/system/index.html 「東海国立大学機構研究インテグリティの確保に関する規程」を定め、これに基づき、研究インテグリティ確保に必要な措置を講じている。 (東海国立大学機構研究インテグリティの確保に関する規程) https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110011570.htm

原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫	更新あり	機構及び両大学Webサイトに法令に基づく情報公開に関するページを設け毎年度適切な時期に更新を行っている。法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報については、機構及び両大学Webサイトや各種刊行物(大学概要、プロフィール、広報誌)、SNS(Youtube、Facebook、X)等、多様な情報発信ツールを活用することで、機構及び両大学の情報を取得しやすい環境作りに努めている。具体的には、機構Webサイトでは法人経営を中心に機構として行う教育・研究支援活動、社会貢献活動のカテゴリーに整理したページ構成をしており、岐阜大学、名古屋大学のWebサイトにおいても、それぞれの大学の教育・研究・社会貢献活動のカテゴリーに整理したページ構成をしている。また、プレスリリースを積極的に活用し、新聞やテレビ媒体を通した情報発信も行っている。 国立大学法人東海国立大学機構に関する情報 https://www.thers.ac.jp/ ・Facebook https://www.facebook.com/Nagoya-u.ac.jp/ ・Facebook https://www.facebook.com/Nagoya-Univ.info・X https://twitter.com/NagoyaUniv_info・Youtube https://www.youtube.com/user/NagoyaUniversityPR・note https://note.com/nagoyauniversity・Instagram https://www.instagram.com/nagoya.university/ 岐阜大学に関する情報 https://www.gifu-u.ac.jp/ ・X https://twitter.com/GifuUniv_PR・Youtube https://www.youtube.com/channel/UCFwXm4k3zmm0eNKFj0sqzmA
補充原則 4 - 1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	更新あり	機構及び両大学の情報は、情報の公表を行う目的、意味を考え、Webサイト、プレスリリース、広報誌の発行、記者との懇談会等、対象ごとに最適な方法で公表している。 具体的には機構及び両大学の最新の情報は、それぞれの公式Webサイトの最新情報(ニュース)やプレスリリースにおいて、恒常的な情報については、公式Webサイトや各種刊行物において公表するなど、情報の内容や公表対象によって最適な方法での公表に努めている。 また、教育研究に係る最新トピックについてはSNS(Youtube、Facebook、X等)を利用するなど、より対象に届く方法を選択し、発信している。なお、2022年度より外部の広報有識者を配置し、より適切な対象に、適切な内容、方法で情報発信を行うためのアドバイスを受けるなど、発信の質の向上に努めている。 財務情報とともに、非財務情報である本機構の価値創造戦略、活動等について説明を行う統合報告書「東海国立大学機構統合報告書2024」を発行し、ステークホルダーに対するアカウンタビリティの強化を図っている。・https://www.thers.ac.jp/about/publications/tougou/index.html

学位授与に必要となる学修成果、学修すべき内容や目標、求める学生像等、これらを明確に示した教育を支える3つの方針である「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を策定し、公表している。

<岐阜大学>

https://www.gifu-u.ac.jp/about/aims/policy_f.html

<名古屋大学>

http://www.nuga.nagoya-u.ac.jp/policies/b.html

学生の満足度について、以下のとおり公表している。

<岐阜大学>

教育の満足度・学生生活の充実度等について「卒業生調査」を実施し、集計結果 を公表している。

https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/value/satisfaction_survey.html また、卒業・修了後一定期間を経過した者を対象に「卒業生へのアンケート調査」を実施し、集計結果を公表している。

https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/value/alumnisurvey.html

補充原則 4 - 1② 学生が享受できた教育成果 を示す情報

更新あり

<名古屋大学>

教育の満足度や、名大生の学修・生活の実態について学生調査を実施し、調査結果から見えてくる学生の実態について「グラフで見る名大生」として分かりやすくまとめて公表している。

また、卒業・修了者を対象に「卒業生へのアンケート調査」を実施し、在学時に身についたもの、名大の満足感など、集計結果を公表している。

http://www.nuqa.nagoya-u.ac.jp/graph_poster/index.html

学生の進路状況について、以下のとおり公表している。

<岐阜大学>

https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/teaching.html

(「4. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」を参 照)

<名古屋大学>

https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/NU_profile2024.pdf (「・卒業・修了後の状況」を参照)

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ・当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 <組織、業務> https://www.thers.ac.jp/about/org/index.html <財務> https://www.thers.ac.jp/disclosure/finance/index.html ・当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情 法人のガバナンスにかかる <評価> 更新あり 法令等に基づく公表事項 https://www.thers.ac.jp/about/plans/ <監査> https://www.thers.ac.jp/audit/ ・当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関 する基礎的な情報 https://www.thers.ac.jp/disclosure/finance/syohyo/r5.html (「附属明細書(7)出資金の明細」を参照) ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 <岐阜大学> https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/teaching.html <名古屋大学> https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/cat/teaching/index.html ■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 <岐阜大学> https://www.gifu-u.ac.jp/about/information/teacher.html <名古屋大学> https://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/cat/teaching/teachi/post_38.html ■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 https://www.thers.ac.jp/disclosure/official-documents/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 <岐阜大学> https://www.hosp.gifu-u.ac.jp/guide/election.html <名古屋大学> https://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/outline/election/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 <岐阜大学> https://www.hosp.gifu-u.ac.jp/guide/gaibu_kansa.html <名古屋大学> https://www.med.nagoya-u.ac.jp/hospital/outline/audit/